

した案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。  
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第87号 金井神線道路改良工事(第2工区)請負契約の一部を変更する契約の締結についてから日程第9、議案第94号 長井市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第87号 金井神線道路改良工事(第2工区)請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第87号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第88号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第88号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第90号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第90号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第94号 長井市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

五十嵐智洋予算特別委員長。

(五十嵐智洋予算特別委員長登壇)

○**五十嵐智洋予算特別委員長** 平成30年第5回市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第95号 平成30年度長井市一般会計補正予算第4号を初め、特別会計補正予算4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、12月7日に審査を行いました。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、2名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところではありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます。審査の結果のみご報告

を申し上げます。

議案第95号 平成30年度長井市一般会計補正予算第4号、議案第96号 平成30年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号、議案第97号 平成30年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号、議案第98号 平成30年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号並びに議案第99号 平成30年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号の補正予算5件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第10、議案第95号 平成30年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第95号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第95号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第96号 平成30年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号から日程第14、議案第99号 平成30年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号までの4件に

ついて、討論の通告がありませんので、討論を終結し、一括して採決いたします。

日程第11、議案第96号から日程第14、議案第99号までの4件について、予算特別委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 委員会付託の省略について

○**渋谷佐輔議長** お諮りいたします。これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## 日程第15 議案第101号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について外8件

○**渋谷佐輔議長** それでは、日程第15、議案第101号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第23、議案第108号 平成30年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの9件を一括議題といたします。